

令和5(2023)年度

「栃木県 奨学のための給付金」の御案内

授業料以外の教育費の負担を軽減するための、返済不要の給付金です。
対象となる方は申請書一式を県に提出してください。

対象

★令和5(2023)年7月1日現在で次の全てに該当する場合

- ① 保護者等が栃木県内に住所があること
- ② 生活保護（生業扶助）を受給している、
または保護者等全員の市町村民税・道府県民税所得割が非課税であること
- ③ 「高等学校等就学支援金」又は「専攻科支援金」の支給対象校に在学していること
- ④ 「高等学校等就学支援金」又は「専攻科支援金」の受給資格があること



※なお、②に該当しない場合でも、家計急変により収入が激減し、非課税世帯に相当すると認められるときは、「家計急変世帯」として申請ができます。県にお問合せください。

※専攻科の場合、「保護者等」を「生計維持者」と読み替えるものとします。

給付額	区分		給付額
1	生活保護受給世帯（生業扶助を受けている世帯）		52,600円
2	(1)	①第一子（②以外）	137,600円
		②第二子以降 ア 2人目以降 イ 世帯に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる ウ 世帯に通信制・専攻科に該当する兄弟姉妹がいる	152,000円
	(2)	通信制	52,100円

※専攻科の場合の給付額：52,100円

★ **申請期限**

令和5(2023)年9月15日（金）まで

上記期限を過ぎての申請となった場合、給付金を支給できないことがあります。

★ **申請方法**

申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、県に提出してください。
郵送で提出する場合は、可能な限り特定記録や簡易書留にて送付ください。

★ **支給方法**

支給決定後、指定された保護者等の口座に振り込まれます。
（時期：11月～12月予定）

★ **提出先**

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 本庁舎2階
栃木県 経営管理部 文書学事課 私学・宗教法人担当
(TEL 028-623-2056・平日8:30~17:15)

○提出書類

【生活保護（生業扶助）受給世帯の場合】

- 1 受給申請書（様式第1号-1、第1号-2）…7ページ・9ページ
- 2 振込口座指定申出書（様式第2号）…13ページ
記入のうえ、通帳のコピーを添付してください。
- 3 生活保護（生業扶助）を受給していることを証する書類 …17ページ
担当の福祉事務所に17ページの「生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」の記入を依頼して、証明を受けた書類（原本）
※17ページの様式での証明が難しい場合は、「生業扶助(高等学校等就学費)」を受給していることがわかる証明書を添付してください。
- 4 在学証明書
直接、個人で申請を行う場合は、通学する私立学校発行の在学証明書を添付してください。
学校長がとりまとめて申請書を県に送付する場合は、学校長が提出する一覧表を在学証明書として代用するため、添付は不要です。

※ 専攻科の場合は、上記のほか「個人対象要件証明書（様式第8号）」の提出が必要です。様式は県ホームページに掲載しています。

提出する前に確認してください

- 申請書にチェック漏れ、記入漏れはありませんか。
- 「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」の原本が添付されていますか。
- 給付金の振込希望口座の通帳のコピーが添付されていますか。
- 振込希望口座は、申請者の名義ですか。
- 在学証明書を添付しましたか。



【生活保護（生業扶助）受給世帯以外の 道府県民税及び市町村民税所得割非課税世帯の場合】

☞ 「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」が非課税（0円）の世帯が申請できます。非課税であるかは、以下の書類で確認できます。

- ・会社などに勤務している方は、勤務先から配布される「市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書」
- ・自営業の方は市町村から送付される「市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」
- ・市町村長発行の課税（非課税）証明書

※「均等割額」が課税されていても、「所得割額」が0円であれば申請できます。

なお、海外赴任等で日本国内に住所がなく、保護者等全員の非課税であることを確認する書類を提出できない場合は、支給対象外となります。

1 受給申請書（様式第1号－1、第1号－2）…7ページ・9ページ

2 非課税世帯であることを確認する書類

「(1)住民税の額が確認できる書類」または「(2)マイナンバーが確認できる書類及び身元確認書類」のどちらか一方を選んで提出してください。

(1) 住民税の額が確認できる書類 …保護者等全員の①②③のいずれか1つ

- ① 市町村長発行の「令和5(2023)年度課税(非課税)証明書」
- ② 「令和5(2023)年度市町村民税・県民税特別徴収税額決定通知書」の写し
- ③ 「令和5(2023)年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書」の写し

(2) マイナンバーが確認できる書類及び身元確認書類 …保護者等全員分

11ページの「マイナンバー確認書類等貼付台紙」に、【マイナンバーが確認できる書類の写し】と【身元確認書類の写し】の両方を貼付し、必要事項を記入してください（該当する書類の例は11ページの貼付台紙を参照）。

【マイナンバーが確認できる書類の写し】 …次のいずれか1つ

- ・マイナンバーカード（裏面）
- ・マイナンバー通知カードの写し
（※記載事項に変更がない場合のみ使用可能）
- ・マイナンバーの記載のある住民票抄本等（原本）

【身元確認書類の写し】

- ・顔写真がある書類の写し …次のいずれか1つ
マイナンバーカード（表面）、運転免許証 等
- ・顔写真がない書類の写し …次のいずれか2つ
健康保険証、共済組合員証、源泉徴収票、国民年金手帳 等

3 振込口座指定申出書（様式第2号）…13ページ

記入のうえ、通帳のコピーを貼って提出してください。

（次ページに続く）

(前ページ続き)

4 健康保険証貼付台紙 兼 扶養誓約書 … 15 ページ

※申請に係る高校生等が通信制以外で、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合のみ提出

申請に係る高校生等と15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証等の写しを台紙に貼付して提出してください。

国民健康保険の場合は、扶養誓約欄への記入も必要です。

※申請者が保険証上の扶養者でない場合、第2子以降の単価(152,000円)は受給できません。

5 在学証明書

直接、個人で申請を行う場合は、**通学する私立学校発行の在学証明書**を添付してください。

学校長がとりまとめて申請書を県に送付する場合は、学校長が提出する一覧表を在学証明書として代用するため、個別の在学証明書の添付は不要です。

※ 専攻科の場合は、上記のほか「個人対象要件証明書(様式第8号)」の提出が必要です。様式は県ホームページに掲載しています。

提出する前に確認してください

- 申請書にチェック漏れ、記入漏れはありませんか。
- 『「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」』が確認できる書類として、課税証明書や住民税決定通知書の写しが添付されていますか。
また、課税証明書や住民税決定通知書の写しを提出しない場合、マイナンバー確認書類と身元確認書類が添付されていますか。
- 生活保護(生業扶助)受給世帯ではない旨、□にチェックがされていますか。
- 給付金の振込希望口座の通帳のコピーが添付されていますか。
- 振込希望口座は、申請者の名義ですか。
- 在学証明書を添付しましたか。



栃木県奨学のための給付金（私立）（世帯構成パターン図）

●子ども一人世帯



【全日制等】(第1子)
私 立 137,600円



【全日制等】(第1子)
私 立 137,600円



扶養されていない

●多子世帯（※扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯）

◎ 高校生等が2人いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
私 立 137,600円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
私 立 152,000円



【通信制・専攻科】
私 立 52,100円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
私 立 152,000円

（注）通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となる。

◎ 高校生等以外の子どもがいる場合

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
私 立 152,000円



扶養されている

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
私 立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
私 立 152,000円

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 ③法人である未成年後見人
 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 ①生徒に父母がいる場合
 当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- ハ (2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ニ (2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
 ②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、④又は⑤のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ホ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

栃木県知事 様

栃木県奨学のための給付金 (私立) 受給申請書

! 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費 (見学旅費又は特別育成費 (母子生活支援施設の高校生等を除く)) の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金 (私立) の受給を申請します。

申請者住所等 ※1	〒	ふりがな
	※2 市 区 町 丁目	申請者氏名 (保護者等)
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他 ()	

※1 「大字」のつく町名は省略せず記入してください。
 ※2 携帯電話など日中連絡のつく電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	私立				
		学校の種類・課程・学科:				
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	学校法人名	学校法人				
在学期間	始期	年 月 日から	終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名						
在学する学校	学校の名称	私立				
		学校の種類・課程・学科:				
	学校の所在地	都道府県 市区町村				
	学校法人名	学校法人				
在学期間	始期	年 月 日から	終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで		
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
			~ 年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

記入例

栃木県知事 様

基準日(7月1日)以降の日付を記入してください

令和 5 年 7 月 20 日

栃木県奨学のための給付金 (私立) 受給申請書

! 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、栃木県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は栃木県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。

栃木県奨学のための給付金(私立)の受給を申請します。

申請者住所等 ※1	〒 320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 ※2 090-0000-0000	ふりがな 申請者氏名 (保護者等)	とちぎ たろう 栃木 太郎
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者・生徒本人・その他()		

※1 「大字」のつく町名は省略せず記入してください。
※2 携帯電話など日中連絡のつく電話番号を記入してください。

【対象となる高校生等について】

日中連絡のつく電話番号を記入してください

ふりがな	とちぎ じろう		生年月日	昭和 平成	18 年 6 月 15 日
氏名	栃木 二郎				
在学する学校	学校の名称	私立 とちまる高等学校			
	学校の種類・課程・学科	全日制			
	学校の所在地	栃木 都道府県 ○ ○ 市区町村 ○ ○ 町123番地			
	学校法人名	学校法人 とちまる学園			
在学期間	始期	令和5 年 4 月 1 日から	終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで	
	過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	令和4 年 4 月 1 日 ~ 令和5 年 3 月 31 日	学校の種類・課程・学科 高等学校全日制	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

過去に在籍した学校がある場合は記入してください

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年 月 日	
氏名					
在学する学校	学校の名称	私立			
	学校の種類・課程・学科				
	学校の所在地	都道府県 市区町村			
	学校法人名	学校法人			
在学期間	始期	年 月 日から	終期	(退学済みの場合のみ記入) 年 月 日まで	
	過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		立	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

この欄は、県外校に通う対象高校生等が複数いる場合に使用してください

【保護者等の収入の状況について】 (1)~(3)の該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

○所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

☞ (2) 又は (3) に該当する場合、必ず下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族の状況について】

当該世帯に7月1日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、以下に記入して下さい。

	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	(奨学給付金対象きょうだいのみ)		備考
					同給付金の申請の有無	課程	
扶養親族の状況					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	

【保護者等の収入の状況について】 (1)～(3)の該当する□にレ点を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

○所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

☞ (2) 又は (3) に該当する場合、必ず下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族の状況について】

当該世帯に7月1日現在、高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、以下に記入して下さい。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	(奨学給付金対象きょうだいのみ)		備考
					同給付金の申請の有無	課程	
兄	栃木 一郎	H14. 5. 5	△△大学3年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科		
妹	栃木 いちご	H19. 6. 15	☆☆高等学校1年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科		
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科		
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科		
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科		

ほかに税額を確認できる書類(課税証明書・住民税決定通知書等)を提出する場合は、この書類は不要です

マイナンバー確認書類等貼付台紙

〔マイナンバーが確認できる書類の写しと身元確認書類の写し等を貼り付けて、太枠の中に必要事項を記入してください。※保護者等(原則親権者)が2名いる場合は、2名分必要です。〕

生徒
氏名

栃木県奨学のための給付金(私立)申請のため、保護者等 名分のマイナンバーを提出します。

○保護者等1人目

保護者等一人目	ふりがな		マイ ナンバー	—	—	DV・虐待等からの 避難により 住所の秘匿を希望 する場合は 下欄に○	
	氏名						
	生年月日		(市区町村まで)				
	生徒との続柄	父・母・未成年 後見人	生計 維持者	生徒 本人	他()		1月1日現在の 住所地
確認書類添付欄							
マイナンバーが確認できる書類の 写し貼付欄 【マイナンバー確認書類】 ①マイナンバーカード(裏面) ②マイナンバー通知カード (記載事項に変更がない場合のみ 使用可能) ③マイナンバー記載の住民票抄本等(原本)				身元確認書類の写し貼付欄 【顔写真ありの身分証明書】 ④マイナンバーカード(表面) ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦障害者手帳 ⑧その他公的機関が発行した身分証明書 ※顔写真ありの身分証明書がない場合は 欄外に示す書類			

○保護者等2人目 ※保護者等が1名のみの場合は空欄

保護者等二人目	ふりがな		マイ ナンバー	—	—	DV・虐待等からの 避難により 住所の秘匿を希望 する場合は 下欄に○	
	氏名						
	生年月日		(市区町村まで)				
	生徒との続柄	父・母・未成年 後見人	生計 維持者	生徒 本人	他()		1月1日現在の 住所地
確認書類添付欄							
マイナンバーが確認できる書類の 写し貼付欄 【マイナンバー確認書類】 ①マイナンバーカード(裏面) ②マイナンバー通知カード (記載事項に変更がない場合のみ 使用可能) ③マイナンバー記載の住民票抄本等(原本)				身元確認書類の写し貼付欄 【顔写真ありの身分証明書】 ④マイナンバーカード(表面) ⑤運転免許証 ⑥パスポート ⑦障害者手帳 ⑧その他公的機関が発行した身分証明書 ※顔写真ありの身分証明書がない場合は 欄外に示す書類			

【顔写真のある身分証明書が提出できない場合】

④～⑧の顔写真のある身分証明書が提出できない場合は、以下の⑨～⑭のいずれか2種類の書類の写しを提出してください(マイナンバー確認書類で③の住民票を提出する場合は、以下のいずれか1つで可)。

- ⑨健康保険証・共済組合員証 ⑩源泉徴収票 ⑪国民年金手帳 ⑫公共料金領収書
⑬公的機関が発行した身分証明書 ⑭住民票

振込口座指定申出書

記入例

給付金の振込を希望する口座について記入し、**金融機関名、口座番号、口座名義人（カタカナ）**が分かる**通帳（見開き部分）のコピーを添付**してください。
振込口座は、申請者名義の口座を指定してください。

申請者氏名：**栃木 太郎**

【振込を希望する金融機関】 ※申請者名義の口座を記入してください

金融機関名	店舗名	預金種別	口座番号						
とちまる 銀行 金庫組合	県庁内	支店 普通当座	0	1	2	3	4	5	6

口座名義人（申請者）＜カナ＞ 通帳のカナ名義を確認の上、記入してください。（左詰め）

トチギ	タロウ	申請者名義の口座を記入してください
-----	-----	--------------------------

ここに、通帳のコピーを貼り付けてください。

（金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義人が記載されている部分）



記入例

基準日(7月1日)以降の日付を記入してください。

健康保険証貼付台紙 兼 扶養誓約書

令和 5 年 7 月 20 日

私が主として、以下の者を扶養していることを誓約します。

住所	宇都宮市塙田1-1-20	ふりがな	とちぎ たろう
		扶養者氏名	栃木 太郎 (自署)

(扶養者と申請者が異なる場合、申請者から見た扶養者の続柄：)

<申請に係る高校生等と15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹>

※申請に係る高校生等から見た続柄を記入

ふりがな	とちぎ じろう	続柄	ふりがな	とちぎ いちろう	続柄
扶養されている子の氏名	栃木 二郎	本人	扶養されている子の氏名	栃木 一郎	兄

ふりがな	とちぎ いちご	続柄	ふりがな	続柄
扶養されている子の氏名	栃木 いちご	妹	扶養されている子の氏名	

<健康保険証の写しの貼付欄>

栃木県 国民健康保険 被保険者証 有効期限 令和〇年〇月〇日

記号 [] 番号 [] 枝番 []

氏名 ○〇 ○〇
 生年月日 平成〇〇年〇月〇日
 適用開始年月日 令和〇年〇月〇日
 交付年月日 令和〇年〇月〇日
 世帯主氏名 ○〇 ○〇
 住所 ○〇市〇〇町〇〇〇〇
 保険者番号 []
 受付者名 ○〇市

二郎

栃木県 国民健康保険 被保険者証 有効期限 令和〇年〇月〇日

記号 [] 番号 [] 枝番 []

氏名 ○〇 ○〇
 生年月日 平成〇〇年〇月〇日
 適用開始年月日 令和〇年〇月〇日
 交付年月日 令和〇年〇月〇日
 世帯主氏名 ○〇 ○〇
 住所 ○〇市〇〇町〇〇〇〇
 保険者番号 []
 受付者名 ○〇市

一郎

栃木県 国民健康保険 被保険者証 有効期限 令和〇年〇月〇日

記号 [] 番号 [] 枝番 []

氏名 ○〇 ○〇
 生年月日 平成〇〇年〇月〇日
 適用開始年月日 令和〇年〇月〇日
 交付年月日 令和〇年〇月〇日
 世帯主氏名 ○〇 ○〇
 住所 ○〇市〇〇町〇〇〇〇
 保険者番号 []
 受付者名 ○〇市

いちご

生活保護(生業扶助)受給者のみ提出

<この用紙に証明を受けてください>

生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による
生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書

令和 年 月 日

(市町福祉事務所長等による記名・押印)

印

次の世帯が、令和5(2023)年7月1日現在、生活保護法第36条の規定による「生業扶助(高等学校等就学費)」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所
-------	----

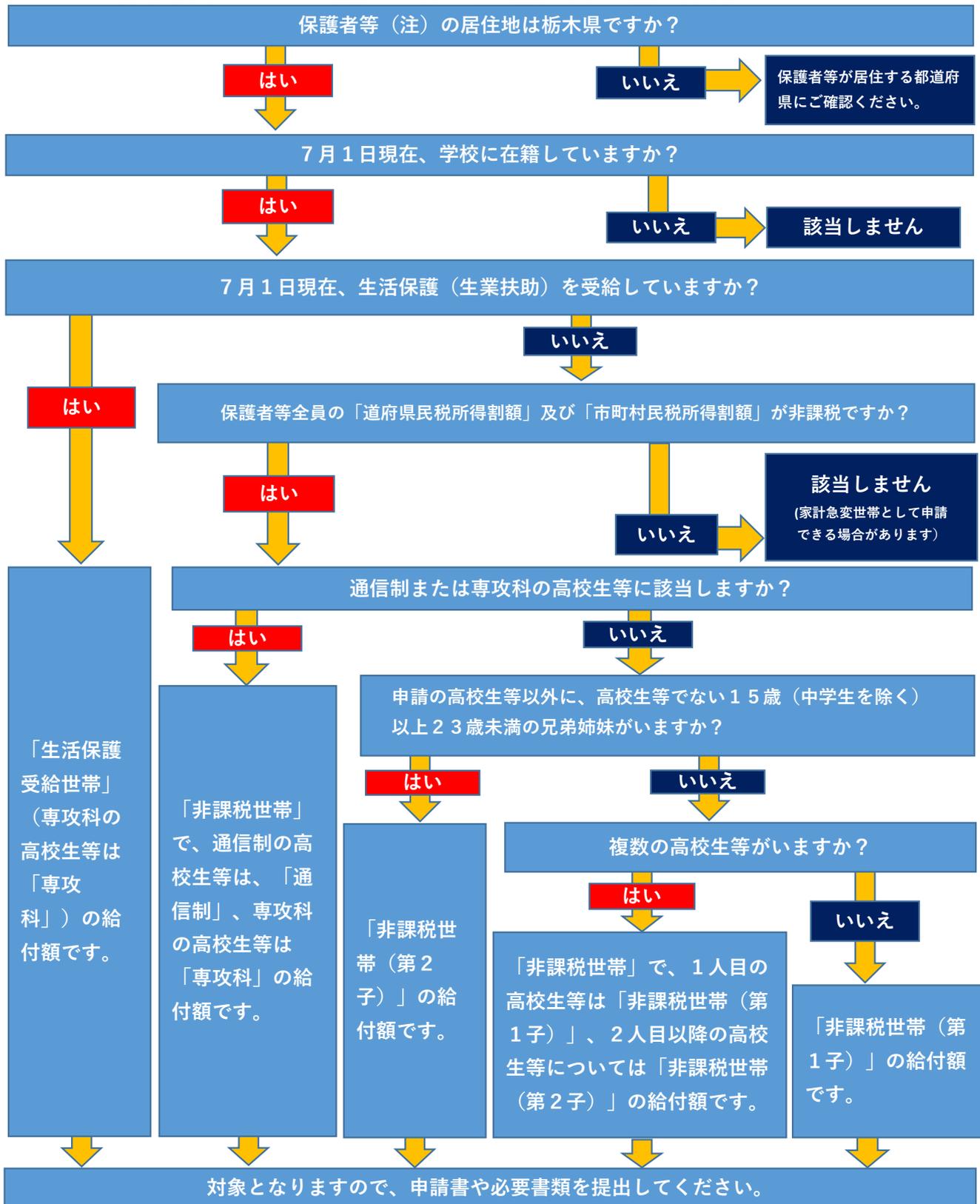
世帯員氏名

氏名	続柄	生年月日	保護開始年月日

証明書の使用目的

栃木県奨学のための給付金(私立)受給申請のため

栃木県奨学のための給付金（私立） 給付対象・給付額 確認シート



給付額（年額）

	全日制	通信制	専攻科
	私立	私立	私立
生活保護受給世帯	52,600円	52,600円	52,100円
非課税世帯（第1子）	137,600円	52,100円	
非課税世帯（第2子）	152,000円		

（注） 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人（未成年後見人がいないときは生計維持者））を指します。ただし、対象生徒が在学中に成人した場合は、父母または生徒の生計を維持している者を指します。